

令和5年5月16日（火曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和5年5月16日（火曜日）

---

出席委員（5名）

委員長 平吹俊雄君

副委員長 櫻井功紀君

委員 山岸三男君

柳田政喜君

村松秀雄君

---

欠席委員（なし）

---

議長 鈴木宏通君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐野仁君

企画財政課長 高橋憲彦君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤俊幸君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤美穂君

---

令和5年5月16日（火曜日） 午前9時27分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会5月会議について

- 1) 議案等について

報告5件

議案 2 件（条例 1 件、補正予算 1 件）

4 その他

5 閉 会

午前9時25分 開会

○委員長（平吹俊雄君） それでは、おはようございます。

今日は、5月会議の議運というようなことでございまして、コロナももう8日から2類から5類に変わりました、世間を見渡しますとマスクは大分やっているようでございます。相撲も今度の日曜日から始まっているんですが、観客席を見ますと半分以上がマスク取っているような感じであります。最終日には、あまりマスクをかけている人がいなくなるのかなと思っております。

また、田植えのほうも順調に天候がよくて、大体終盤になっているようでございます。今年も豊作になるよう、適切な天候に期待して多収穫を期待するところでございます。

今日は報告5件、議案2件ほどございますので、いろいろと御協議お願いしたいと思います。

以上でございます。

それでは、早速次第にのっとり進めてまいりたいと思います。3番目の議長からの諮問ということで、5月会議に係る議案等について報告5件、それから議案2件について御説明お願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。

4月の人事異動におきまして、総務課長となりました佐野 仁といたします。よろしくお願いたします。5月会議につきましても、御指導のほうをよろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

5月会議におきまして、報告5件、議案2件となっております。

まず、報告第1号でございます。美里町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてでございます。議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページからでございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

主な改正点としましては、町民税におきまして森林環境税の導入に伴う改正と、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化が図れることなどであります。固定資産税におきまして、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例の終了と、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る減額措置を「わがまち特例」で定めることなどあります。

また、軽自動車税におきましては、環境性能割の税率区分の見直しや、環境性能がすぐれた

車両の普及促進を図るグリーン化特例の適用期限が延長されることなどであります。

これらに伴い本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

報告第1号につきましては、以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） それでは、ただいまの報告第1号について何か皆様からございましたら。山岸委員。

○委員（山岸三男君） 分からない点がございますので、ちょっとだけお尋ねしたいと思います。

森林環境税の導入に伴う改正について、町民税に賦課されることになるんですけども、国では令和6年からという話をちらっと聞いたんですけども、でも町ではもう既に専決処分です3月31日、施行日は令和5年の4月1日からということなんですけれども、ただ括弧に「一部の規制を除く」という文言が入っています。国と町との施行日の違いというか、それはどうなんでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お答えいたします。

森林環境税に伴う改正部分の施行につきましては、令和6年1月1日となっております。今回併せて専決させていただきましたのが、地方税法等の一部を改正する法律等が原則として同年4月1日から施行されるものでございます。これにあわせて、住民に賦課する部分あるいは減ずる部分が一体となって改正されるものですから、これに併せて町では3月31日付けで全てを改正したものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 環境税は来年からなんですけれども、下のほうのその他参考事項に「一部の規定を除く」ということなんですけれども、この環境税を除いた部分が「規定を除く」というところに入るんですか。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 環境税に伴う部分と、あとほかにも令和7年1月1日施行部分とかあるんですけども、国で示した施行の改正案につきましてはこれも併せてこのときに改正しておりますので、施行部分だけが将来に渡っているものでございます。これにあわせて、町のほうの改正につきましても国と足並みをそろえまして、3月31日付けで専決させていただいた内容となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 山岸委員、分かりましたか。

○委員（山岸三男君） 今の②の中に、公的年金などで特別徴収する税額について「森林環境税も含むことを規定する」という文言になっていますが、ということは美里町としては令和5年の4月1日から課税するということよろしいんですか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 課税につきましては令和6年度からになりますけれども、今回国のほうの法律が変わったものは全て4月1日からの施行の部分に将来にわたる施行分も含まれておりましたので、町の改正につきましても将来の部分を含めて改正したものでございます。

○委員長（平吹俊雄君） 山岸委員。

○委員（山岸三男君） ということは、要するに条例の規定を4月1日から施行するというための条例を改正して、規定をきちんと定めた上で課税するのは令和6年度からということいいんですね。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにもございませんか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

1つ単純にお聞きします。この報告第1号なんですけれども、今までもこうやって全部のやつをまとめて報告するような形になっていましたでしょうか。今質問があったのも全部まとまっているから、「一部を除く」という表記だからみんな分かりづらいと思うんですけれども、まとめた理由とか今までもこのとおりにまとめてやっていたんですけど。その辺、確認お願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お答えいたします。

町のほうでの改正につきましても、これまでどおり国の法律の改正には全てこのような手法で専決のほうをさせていただいている内容でございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） いいですか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） あわせてやるのは分かるんですけども、全部まとめてこういうふうにいっぱいからげでやっているのかということなんですけれども。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お答えいたします。

このように改正する条例につきましては、関連する部分でございますので1つの専決でやらせていただいている内容でございます。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございせんか。

なければ報告第2号、御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 次に、報告第2号美里町都市計画税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてでございます。

議案書につきましては9ページ、資料編につきましては20ページでございます。議案書9ページ資料編20ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。この地方税法等の改正に伴い、条項の削除や追加がされることで条項にずれが発生いたしました。これに伴い本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第2号について、御説明がありました。皆さんから何かありますか。ありませんか。

なければ、報告第3号をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 次に、報告第3号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてでございます。

議案書につきましては12ページ、資料編につきましては22ページでございます。議案書12ページ、資料編22ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

主な改正点につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引上げられることと、軽減判定所得の算定基準額が引上げられることであります。これに伴いまして本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第3号の御説明がありました。皆さんから何かございますか。

ないようですので、次に報告第4号、お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、報告第4号美里町地域経済牽引事業の促進に関わる固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告についてであります。

議案書につきましては15ページ、資料編につきましては31ページでございます。議案書15ページ資料編31ページでございます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。

主な改正点につきましては、課税免除の適用に係る期限を2年間延長するものであります。これに伴い本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま、報告第4号の御説明ありました。何かありますか。

この離島離島振興法というのは美里町ではないんだすべ、該当する例というかものか。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 休憩もらって、ちょっと確認します。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前9時42分 休憩

---

午前9時44分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） すみません。休憩をいただきまして、ありがとうございます。

こちらの条例改正に伴いまして、北浦に所在しますキョーユー株式会社、こちらの1社に現在のところ影響があるということでございます。（「影響というか、2年間固定資産税を免除するということ」「離島振興法の中に該当するということ」の声あり）

名前はそういう名前なんですけれども、中身はキョーユーさんが該当するということです。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「ありません」の声あり）

ないようですので、次に報告第5号をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、報告第5号権利の放棄についての専決処分の報告でござ



ざいます。

議案書につきましては18ページ、資料編につきましては33ページからでございます。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金等の未収金のうち2件、未収金総額1万3,240円につきまして、美里町債権管理条例第13条第1項の規定により徴収停止としておりました。

しかし、その後においても債務者は無資力に近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済することができる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第5号については、あさって全員協議会で報告あると思いますので、そのときよろしく願います。次に移りたいと思います。

それでは、議案に移ります。議案第1号について御説明お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第1号美里町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては20ページ、資料編につきましては34ページからでございます。

現在、南郷子育て支援センターは南郷児童館内に設置しておりますが、未就学児を連れた保護者の利用しやすい環境を整えるため、なんごう保育園内に移動するものであります。

詳細につきましては、会議当日子ども家庭課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいまの議案第1号について、何かございますか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

それでは、議案第2号について御説明お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、私のほうから議案第2号の説明をさせていただきます。

議案書につきましては、21ページでございます。資料につきましては、36ページからになります。

議案第2号令和5年度美里町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,867万8,000円といたしたものでございます。

歳出から詳細を説明させていただきます。議案書のほう33ページ、34ページをお開きくださ

い。

まず、2款総務費でございます。こちらの1項総務管理費の6目情報システム費におきまして、マイナポイント設定支援業務委託料として193万6,000円追加してございます。同じく9目のまちづくり推進費におきまして、コミュニティー活動助成金として580万円、地域づくり支援事業で追加してございます。

3款民生費でございます。2項児童福祉費の8目新型コロナウイルス感染症対策費において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金725万円を追加させていただいております。こちらのほう、子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして新規で事業を起しているものでございまして、議案等の概要のほうに実施計画書を添付させていただいております。

続きまして、8款土木費でございます。道路新設改良事業において、会計年度任用職員報酬を追加してございます。

続きまして、35ページ、36ページをお開きください。10款の教育費でございます。3項中学校費で1目学校管理費の中に、会計年度任用職員報酬業務員報酬として139万7,000円追加してございます。

同じく教育費の6項保健体育費で、2目体育施設費スイミングセンター施設管理の中に非常放送設備更新工事請負費として115万5,000円を追加してございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。31ページ32ページのほうにお戻りください。

14款国庫支出金に1,386万2,000円追加してございます。この内訳といたしましては、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金といたしまして、個人番号カード交付事務費補助金582万4,000円、2目民生費国庫補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で803万8,000円追加してございます。

20款諸収入5項雑入の3目雑入のほうに、自治総合センターコミュニティー助成金といたしまして580万円追加してございます。

補正予算のほうの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま、議案第2号について御説明ございました。皆さんから何かございませんか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） 歳入の総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金582万4,000円というもの、これは今美里町でも大分交付されているというか、申請はされて大分申請率も

高くなっていると思うんですけども、これって毎年来る補助金なのか、今年度限りなのか。

○委員長（平吹俊雄君） 山岸委員、それは本会議でお願いしたいと思います。

そのほかにございませつか。（「なし」の声あり）ないようですので、これで議長からの諮問事項について終わりたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

進めていきます。それでは、議案の次第の2）番目会議の期間及び議事日程については、期間5月18日（木曜日）1日間としたいということでございますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、議事日程については以上のようにしたいと思います。

その次、4番目その他ということでございます。事務局のほうからございますか。

○事務局長（佐藤俊幸君） 事務局は、ございません。

○委員長（平吹俊雄君） それでは、議長。

○議長（鈴木宏道君） その他というところで、議運にてお諮りをしていただきたいところがありまして、議場におけるパーテーションの扱い、ならば撤去を前提にしたらどうかなと考えておりますが、皆さんのお考えをお願いしたいと思います。

あともう1点、傍聴人のことでございます。制限を今までしていましたが、先ほど委員長が申したとおり5月8日から第5類に下がったということで、これも制限撤廃という考えでいいのかどうか、皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま、議長のほうから議場でのパーテーションの撤去、それからもう1つは傍聴人の人数でございますが、どのようにしますか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） ちなみに、このパーテーションの設置とかは、何か規定だとかそういう取り決めみたいなものはあったんですか。それとも、それを外すための何か。（「ない」の声あり）ないであれば、それはどこで決めるの。ここで決めていいものなのか。（「いいんですね」「議運で決めていいんでない」の声あり）

○委員（山岸三男君） いいなら、私は賛成です。

○議長（鈴木宏道君） 全撤去ということで、よろしいですかね。全撤去、傍聴席のほうのやつも全部。ならば、なおさら議席のほうのは横もあつたり、いろいろ邪魔なので全部撤去という形で、もしよければ。

○委員長（平吹俊雄君） それでは、パーテーションの設置については、全部撤去ということにしたいと思います。

柳田委員。

- 委員（柳田政喜君） 全部撤去した際に、除菌ティッシュが各席にありますけれども、それも撤去なんですか。（「あれはいいんじゃない」「使っていただいていいんじゃない、それは残しても」「除菌のウェットティッシュね」「ティッシュね。ある分は使っていただいて、なくなり次第まあどうなるか分からないけれども」の声あり）
- 副委員長（櫻井功紀君） このパーテーションを撤去というのは、事務局でやっているの。
- 事務局長（佐藤俊幸君） 防災管財課になります。
- 委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前9時58分 休憩

---

午前9時59分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。
- パーテーションについては、全部撤去ということで。あとティッシュについては、あるくらい使用してくださいということです。
- 次に、傍聴の人数でございますが、皆さんどのようにしますか。
- 委員（村松秀雄君） 撤廃してもよろしいと思います。
- 委員長（平吹俊雄君） 撤廃というような意見がございました。じゃあ、傍聴の人数については撤廃、通常どおりということにしたいと思います、30人。
- 議長（鈴木宏道君） もう1点だけ。
- 委員長（平吹俊雄君） 議長。
- 議長（鈴木宏道君） マスクの着用についてですが、これについては議員本人または各個人の判断に委ねたいと思いますが、いかがでしょうか。（「いいと思います」の声あり）そういうことでお願いしていただきます。（「強制はなしで」の声あり）
- 委員長（平吹俊雄君） マスクの着用については個人の判断ということで、してもしなくてもよいということでございます。
- そのほかにもございませんか。ないようですので、それでは副委員長から挨拶をお願いします。
- 副委員長（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございます。短時間で終了しました。
- これで議会運営委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午前10時00分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和5年5月16日

委員長